

参考 用語集

【ア行】

1号市街地（都市再開発の方針）

既成市街地を中心に、横浜型のコンパクトな市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地として、整備・改善を図ることを目的に指定。

インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帶状の不燃空間のこと。

【カ行】

海岸保全基本計画

海岸法に基づき「海岸の防護」、「海岸環境の整備及び保全」と「海岸の適正な利用」3つの観点から、海岸の保全や整備に関する基本的な事項について定めた計画。神奈川県の沿岸地域は、地形等の特性に応じて、「相模灘沿岸」と「東京湾沿岸」の2地域に区分され、それぞれの海岸保全基本計画が、平成16年に策定されている。(神奈川県土整備局 河川下水道部)

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。(「横浜市環境管理計画(2015(平成27)年1月)(横浜市環境創造局)」)

環境未来都市

「環境未来都市」構想は、国の「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)に位置付けられた21の国家戦略プロジェクトの一つである。環境未来都市とは、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域をさす。横浜市は、平成23年12月、国から「環境未来都市」として選定された。(内閣府地方創生推進事務局「環境モデル都市・環境未来都市」、横浜市温暖化対策統括本部 環境未来都市推進課)

緩衝帯（バッファゾーン）

自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境を保全するために、道路や工場等の施設に沿って配置された緑地や工作物など。これらを総じて、「緩衝帯」ともいう。

帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒步で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒步で帰宅する人）のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受けるおそれのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには県知事の許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭い道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組んだりすること。（「協働推進の基本指針（2012（平成24）年10月）」（横浜市市民局））

緊急輸送路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地保全法に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するために特に必要とされる区域を近郊緑地保全区域に定め、その区域内で、特に良好な自然環境を有するなど、緑地の保全のために特に必要とされる区域で、都市計画に定める地区。

景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束（協定）」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りしていくもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区

域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。(「いちからつくる建築協定(2014(平成26)年5月)」(横浜市都市整備局)参考)

高速横浜環状南線

横浜市の道路ネットワークの骨格を形成する自動車専用道路であり、計画区間は横浜市金沢区釜利谷町～同市戸塚区汲沢町の延長約8.9km。平成7年4月に都市計画決定され、平成12年3月に着工。

コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。(「地域コミュニティの現状と問題(2007(平成19)年2月7日)」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料)

コミュニティ道路

歩道を設置し、また車道をジグザグにしたり狭くしたりして車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路のこと。

【サ行】

市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

市民の森

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、おおむね2ha以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年以上の市民の森契約を結び、広場、散策路、ベンチなど簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優遇措置のほか、奨励金が交付されている。(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成28)年6月改正)」(横浜市環境創造局政策課))

主要駅周辺地区（都市再開発の方針）

鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地形成の実現のために、主要な鉄道駅からおおむね半径 500m 圏内について、機能集積等を中心に地区の特性に応じた土地利用の誘導等を図る地区。規制誘導地区の4地区のうちのひとつ。

主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路（地域道路）のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。（「横浜市環境管理計画(2015(平成 27)年1月)」（横浜市環境創造局））

すず風舗装

路面温度の上昇を抑制することでヒートアイランド現象を緩和する効果のある舗装のこと、横浜市独自の呼び名。保水性舗装と遮熱性舗装の2種類を行っている。

スプロール

Sprawl。都市が急速に発展し、周辺へ無秩序に市街地が広がる現象のこと。道路、上下水道、電気その他の都市施設が整備されず、市街地化が進むため都市問題を激化させることになる。

3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成 23）年1月）（横浜市資源循環局））

生産年齢（層）人口

15 歳から 64 歳までの人口のこと。この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0 歳から 14 歳までを「年少人口」、65 歳以上を「老人人口（高齢者人口）」という。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市環境管理計画(2015(平成 27)年1月)」（横浜市環境創造局））

【夕行】

地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通

手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

地域コミュニティ

地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域福祉保健計画

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組みを、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のこと。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努める。

地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

特別工業地区

特別用途地区の1つで、以下の2種類がある。(1)公害防止型(特別工業地区)／工業地域や工業専用地域において類似する業種をまとめ、業種混在による弊害を防ぎ、同業種の利便を増進するためのもの。同地区内では、化学工場等の施設の立地が制限される。(2)地場産業育成型(特別工業地区)／住居系地域や準工業地域など住工混在の市街地を対象にして、地場産業を育成しつつ住環境の保護を目的とするもの。同地区内では、目的に応じて準工業地域や工業地域の制限を規制強化したり、混在型の住居系用途地域や商業地域の制限を規制緩和したりする。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28)年6月改正)」(横浜市環境創造局政策課))

都市型住宅

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスとの複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。(「横浜市都市計画マスタープラン全体構想(2013 年(平成 25 年)3月)」(横浜市都市整備局)参考)

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。(神奈川県県土整備局砂防海岸課より)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

土地使用協定

平成 22 年に地域まちづくりルールとして認定。安定した操業環境の維持、向上、地域社会との調和、緑の保全と形成、公害防止をまちづくりの目標とし、操業環境の変化が、周辺企業に致命的な不利益を生じさせないようにするために、協定に基づく審査を行う。審査に当たっては、周辺企業の理解を得るよう努める。(横浜金沢産業連絡協議会)

【ナ行】

2号再開発促進地区（都市再開発の方針）

1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、再開発の実現を図ることを目的に指定する。なお、実施中の事業にあってはその推進を図る。

任意協定

公的な制度に基づかない住民同士の私的なルール。拘束力は強くないが、建て主の注意を喚起し配慮を求める効果がある。まちづくりの初期に取り組んだり、公的な制度でのみでは表現できない柔軟なルール。

農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積 10 ヘクタール以上の地区を指定。

【ハ行】

バリアフリー/化

高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること(歩道の段差解消など)をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。(「横浜都市交通計画(2008(平成 20)年3月)」(横浜市都市整備局都市交通課))

バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくもので、重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容などを定める。「金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区バリアフリー基本構想」は平成 25 年 3 月に策定。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。(「風致地区の手引き(2014(平成26)年4月)」(横浜市建築局))

【マ行】

街づくり協議機能誘導地区（都市再開発の方針）

郊外部における地区ごとの特性や街づくりの方向性に応じた、適正な機能の誘導を図る地区。規制誘導地区の4地区のうちひとつ。

街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導している。

緑の10大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の10カ所がある。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。電柱をなくすことによって、電柱の倒壊による危険がなくなり安全性の向上が図られるとともに、景観が改善される。

【ヤ行】

谷戸

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間であり、生物が多く生息している。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

ゆめはま2010プラン金沢区計画

平成5年12月に策定した長期ビジョンに基き、「ゆめはま2010プラン基本計画」とともに区別計画としてまとめたもので、2010年頃の望ましい区民生活の姿や「海と緑の奏でるハーモニータウン」という街づくりの目標を実現するため、区の主要な施策や事業について具体的に取りまとめた計画のこと。平成6年12月策定。

横浜グリーンバレー構想

環境モデル都市の基幹プロジェクトの一つであり、金沢区の臨海部で、市民の皆さんと協働しながら、「環境」を切り口とした産業の育成と環境教育の充実に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を飛躍的に進める構想。(横浜市温暖化対策統括本部)

横浜市基本構想（長期ビジョン）

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀(おおむね2025(平成37)年頃、現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけ

られる。横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。(「横浜市基本構想(長期ビジョン)(2006(平成18)年6月)」(横浜市政策局))

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

平成24年10月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成26年3月に策定した方針。これにより「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組みを進める。

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」における対策地域

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。自治会町内会等が行う防災施設の整備等に対し、横浜市が行う補助の対象となる。

横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申(2011(平成23)年12月)及び住生活基本法(2006(平成18)年制定)の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想(長期ビジョン)を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

横浜市宅地開発要綱

総合的なまちづくりを推進するため、横浜市が1968(昭和43)年に制定した、宅地開発の基準を示した要綱のこと。都市計画法等の開発関連法令と併せて、良好な住環境の形成・保全に成果を挙げてきた。2004(平成16)年に、適用対象の拡大及び公共公益施設の整備基準の見直しを行い、横浜市開発事業の調整等に関する条例に引き継がれた。

横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置付けた計画。

横浜都市交通計画

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

横浜ブルーカーボン事業

「ブルーカーボン」と「ブルーリソース」を融合した新たな取組み。海洋の生物によって吸収・捕捉される炭素「ブルーカーボン」と、海洋エネルギー(海洋バイオマス、海水熱等)の利用「ブルーリソース」を一体として脱温暖化に取り組むとともに、海辺環境の魅力向上により「親しみやすい海づくり」を目指す。(横浜市温暖化対策統括本部)

【ラ行】

ライフライン

Life line。都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう語。多く、地震対

策との関連で取り上げられる。生命線。(「大辞泉第二版(2012(平成 24)年 11 月)」(小学館))

リデュース

reduce。発生抑制。ごみそのものの量を減らすこと。(「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢(スリム) プラン～」(2011(平成 23)年1月)(横浜市資源循環局))

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するもの。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

臨海部産業団地 (LINKAI 横浜金沢)

中区から金沢区に掛けての臨海南部工業地域のうち、金沢区の臨海部には、工業団地として計画的に基盤整備された鳥浜工業団地、金沢産業団地があり、製造業を中心に、金属・機械工業から最先端の化学・バイオ産業まで多数の企業が立地している。また、先端技術の創造と育成を目指して建設された横浜金沢ハイテクセンターや研究開発・产学連携等のためのラボラトリーを備えた横浜金沢ハイテクセンター・テクノコアも立地している。(横浜市経済局企業誘致ガイド)

産業団地の活性化を目指し、平成 29 年に地域とともに策定した「金沢臨海部産業活性化プラン」に基づき、地域の認知度を高めるため名称を検討し、「LINKAI 横浜金沢」に決定。

【アルファベット】

I C T (情報通信技術)

Information and Communications Technology の略。情報・通信に関する技術のことで、従来から使われてきた「IT」と同様の意味で用いられるが、IT の概念の広がりにより、「IT」に替わってこちらが用いられるようになっている。一般的に「情報通信技術」と訳されることが多い。

N P O

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。1998(平成 10)年3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO 法)」により、まちづくりの推進等 20 分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」として法人格を取得できる。(「横浜市住生活基本計画(2012(平成 24)年3月)」(横浜市建築局))